

中福良小学校いじめ防止基本方針

学校教育目標
心身ともにたくましく、自ら学ぶ心豊かな子どもの育成

- PTA・地区との連携
 - ・学級PTA,
 - PTA役員会,
 - PTA総会
 - ・地区公民館運営審議会
 - ・地区青少年育成会議
 - ・地区子ども会
 - ・地区民生委員会
 - ・学校評議員会
 - ・地域スクールガード

【心の教育推進委員会】

- ・ 目的
いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように土壌づくりを行う必要がある。以上のことから中福良小学校では、心の教育推進委員会を設置し、いじめ根絶に向けた取組を行う。
- ・ 組織構成
校長, 教頭, 生徒指導主任, 養護教諭, SSW, PTA会長
地区公民館長, 民生委員代表, スクールガード代表 等

- 関係機関との連携
 - ・南九州市教育委員会
 - ・南九州市福祉課
 - ・SSW・SC
 - ・教育相談員
 - ・民生委員
 - ・児童委員会
 - ・南九州警察署生活安全課
 - ・知覧交番等

- 教育活動の重点
 - ・指導態勢の確立
 - ・学級経営の充実
 - ・全教育活動を通じた道徳教育の充実
 - ・人権同和教育の日常化
 - ・「ネットいじめ」防止の指導
- 児童の主体的な活動
 - ・仲良く宣言の作成 (年1回 学級)
 - ・仲良く標語の作成 (年3回 児童)
 - ・あいさつ運動 (5・6年週1始業前)
 - ・縦割り清掃 (毎週水曜日実施)
 - ・朝のボランティア
 - ・JRC活動への取組
 - ・ボランティアカードの活用
私のふれあいボランティア活動カード
ふれあいボランティアパスポート
 - ・全校遊び
 - ・1年生を迎える会
 - ・ふれあいを重視したエクササイズを取り入れた集会活動の実施
 - ・一人一鉢花苗植え
・「平和スピーチコンテスト」参加
 - ・「かわなべ青の俳句」参加

【いじめの防止】 (教)教職員 (児)児童 (保)保護者

(教) いじめの実態や原因等について校内研修や職員会議等で周知を図り、教職員全員の共通理解を図る。(いじめ対策必携の活用) 児童一人一人の学校や学級での居場所を確保する。

- ・児童の実態を十分把握し、よりよい学級経営に努める。
- ・分かる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。
- ・全教育活動で道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育て、自己肯定感を高める。
- ・「いじめ防止の基本方針」について学校長からPTA総会等で説明し、担任は学級PTA等で取り上げる。

(児) いじめ問題について話し合い、自分たちの問題として考える。

- ・思いやり心やいたわりの心をもって他人と接するようにする。また、人の嫌がることはしない。
- ・悪口やいじめを見たり聞いたりしたら先生にすぐ知らせるようにする。

(保) 子どもと語る時間を設け、子どもの変化に気づいた時は、すぐに学校(担任)へと連絡する。

- ・自他の物を区別し、大切に扱う心を育成する。
- ・家庭のメディアルールを決める。
- ・生活の様々な機会を通して善悪の判断を育成する。
- ・地域の体験活動に参加させる。

- 生徒指導体制
 - ・全職員の共通理解
 - ・共通実践
 - ・生徒指導事例研修会 (年3回)
 - ・子どもを語る会 (水曜日の放課後)
 - ・いじめ問題を考える週間の取組(学期1回)
 - ・学校楽しいーとの活用 (年3回)
 - ・SNSチェックシートの活用
- 相談体制
 - ・保護者との教育相談 (4月)
 - ・保護者との教育相談 (夏季休業中)
 - ・児童との教育相談 (11月)
 - ・保護者との教育相談 (2月)・(希望者)
 - ・SSWとの連携
- 職員研修の重点
 - ・啓発資料の活用
 - ・学校ネットパトロール事業検索結果の活用
 - ・外部講師の招聘
 - ・外部研修会等への積極的な参加
 - ・かごしま教育ホットライン24の活用
 - ・各種団体や専門機関との連携

【いじめの早期発見】

(教) 毎日の児童観察や宅習帳(日記)指導等により、児童理解に努め、いじめの把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

- ・たえず児童の人間関係や交友関係に気をつけ、「子どもを語る会」で情報交換・共有し対応する。
- ・毎月1日に「心のひろば」アンケートを実施し児童の様子を把握する。
- ・毎学期いじめアンケートや学校楽しいーとを実施し些細なことでも取りあげ解決する。

(児) いじめを受けた場合は、直ちに担任や他の学校職員、保護者に相談する。また、いじめを見かけた児童は、担任や他の教職員、保護者に直ちに知らせる。

- ・悪口を言われたり仲間外れにされたりしていると感じたら、担任や保護者へ相談する。
- ・いじめらしき場面に遭遇したら、すぐに担任や保護者に知らせる。

(保) 家庭で子どもの言動や体調不良・体への傷等気づき、「いじめ」が想定される場合には、直ちに学校(担任)に連絡をとり、対応策について相談をする。

- ・子どもの顔色、様子等に気をつけて会話する。
- ・服装の汚れや乱れ、けがのチェックをする
- ・不自然な点や疑問に思うことは、早急に担任へ連絡する。

【いじめに対する措置】

(教) いじめられている児童に対して、聞き取り等で事実確認を行うとともに、直ちに家庭訪問を行い保護者や児童に「学校側はいじめを絶対に許さない」という姿勢を明確に示し、心配や不安を取り除く。

- ・いじめ問題を発見した時には、担任だけで抱え込むことなく校長以下全ての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・アンケートや聞き取りで情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために養護教諭やSSWと連携をとり指導を行っていく。

(児) いじめた児童に対しては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす人間として最低の行為であることを十分理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、いじめと同罪であることをとらえさせる。

- ・傍観者の立場の児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

(保) いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、児童に寄り添い支える。

- ・家庭での様子や友達関係について学校へ情報を提供する。